**指定地域密着型サービス事業報告概要（Ｈ２９年度）**

資料４－１

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 事業報告趣旨・目的 | **地域密着型サービスの質の確保**、**運営評価**、指定基準等の設定**その他地域密着型サービスの適正な運営を確保する観点から必要な事項について検討**することです（平成３０年度保険者機能強化推進交付金（市町村分）に係る評価指標Ⅱ（１）②）。  　なお、介護保険法に根拠規定はありません。 | |
| 事業報告書  注記 | （１）**本市に所在する事業所について、平成２９年度に本市が保険給付したサービス提供実績が集計されています。そのため、他の保険者が行う介護保険の被保険者に係る実績は反映されていません。**  （２）平均要介護（要支援）度＝要介護（要支援）度の合計数÷実人数  （３）稼働率＝利用者数÷定員（平成３０年３月時点） | |
| 地域密着型サービスとは | 今後増加が見込まれる認知症高齢者や中重度の要介護高齢者等が出来る限り住み慣れた地域での生活が継続できるように、平成１８年４月の介護保険制度改正により創設されたサービス体系です。市町村が事業者の指定や監督を行います。施設などの規模が小さいので、利用者のニーズにきめ細かく対応することが可能です。したがって、**事業所が所在する市町村に居住する者が利用対象者となっています。**  　要支援の方に提供されるサービスについては、地域密着型介護予防サービスとして別に区分されており、全部で３種類あります。 | |
| サービス種別 | サービス内容（参考） | **事業報告概要** |
| 定期巡回・随時対応型  訪問介護看護（H24～） | 要介護状態となった場合においても、その利用者が尊厳を保持し、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、定期的な巡回又は随時通報によりその者の居宅を訪問し、入浴、排せつ、食事等の介護、日常生活上の緊急時の対応その他の安心してその居宅において生活を送ることができるようにするための援助を行い、その療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を目指すサービスです。 | （１）Ｈ２８．１２月～Ｈ３０．１月までの間、本市において保険給付の実績はありません。  （２）Ｈ２９．２月～Ｈ３０．１０月までに発生した実績は、すべて同一建物内に居住する利用者に対するものであり、当該建物の区域外に居住する利用者に対する実績はありません。  （３）**Ｈ３０年度改正により、正当な理由がある場合を除き、同一建物居住者以外の者に対するサービス提供が義務化されています。**  （４）Ｈ３３．３．３１までに２事業所を整備予定です。 |
| 夜間対応型訪問介護 | 居宅要介護者について、夜間において、定期的な巡回訪問により、又は通報を受け、その者の居宅において介護福祉士等により行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話を行うサービス。 | 事業所がないため、実績なし。 |
| 地域密着型通所介護  （H28～） | 居宅要介護者について、老人福祉法に規定する老人デイサービスセンターに通わせ、当該施設において入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行う、利用定員１９人未満のデイサービスです（認知症対応型通所介護に該当するものを除く。）。 | （１）昨年度からどの事業所も実績件数が**増加傾向**にあります。  （２）特に、**機能訓練に力を入れている事業所は、利用者数も多く、平均要介護度も低め**となっています。  （３）Ｈ３０年度改正に伴い、当該サービス供給量の新たな創出は抑制しています（都道府県知事の指定する通所介護は除く。）。 |
| 認知症対応型通所介護  （介護予防あり） | 居宅要介護者であって、脳血管疾患、アルツハイマー病等により日常生活に支障が生じる程度にまで記憶機能及びその他の認知機能が低下した状態（以下「認知症」という。） であるものについて、老人福祉法に規定する老人デイサービスセンターに通わせ、当該施設において入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うサービスです。 | （１）昨年度と実績件数に大きな相違はありません。  （２）全体的に実績件数がかなり少ない傾向にあります。事業所が把握している課題は次のとおりです。  　　①**（地域密着型）通所介護でも対応できないような認知症の方が利用している。また、状態が悪化すると施設に入所してしまい、利用者が定着しない。**  　　②**（地域密着型）通所介護と比べ、サービス単価が高い。** |
| 小規模多機能型居宅介護  （介護予防あり） | 居宅要介護者について、その者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、その者の選択に基づき、その者の居宅において、又はサービスの拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、当該拠点において、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うサービス。 | （１）昨年度より実績件数が**微増傾向**にありますが、市内事業所全体における稼働率は約６０％と**供給量にまだ余裕がある状態**です。  （２）要支援者の利用ニーズはかなり低い状態です。  （３）Ｈ３０．４．１～Ｈ３３．３．３１までの間、本市全域において公募制を適用し、公募を経ていない新規指定申請を抑制しています。 |
| 看護小規模多機能型  居宅介護  （複合型サービス）（H24～） | 医療ニーズの高い要介護者に対応するため、小規模多機能型居宅介護のサービスに加え、必要に応じて訪問看護のサービスを提供する。複合型サービスの事業は、訪問看護及び小規模多機能型居宅介護の基本方針を踏まえ行うこととされている。 | （１）年度末時点の稼働率は４５％ですが、最大約６０％まで稼働しており、利用者の状態の悪化等による実績の変動が見られます。  （２）Ｈ３０．４．１～Ｈ３３．３．３１までの間、本市全域において公募制を適用し、公募を経ていない新規指定申請を抑制しています。  （３）**事業者（いちごいちえ）から運営状況の報告をしていただきます。** |
| 認知症対応型  共同生活介護  （介護予防あり） | 要介護者であって認知症であるもの（その者の認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者を除く。）について、その共同生活を営むべき住居において、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うサービス。 | （１）稼働率は前年度から微増し、**概ね約９０％以上を保ち続けており、良好な経営状態である**ことがわかります。  （２）Ｈ２９年度は特養の新たな整備もなく、実績の推移が安定しています。 |
| 地域密着型特定施設  入居者生活介護 | 介護専用型特定施設（有料老人ホームその他介護保険法第８条第１１項の厚生労働省令で定める施設であって、その入居者が要介護者、その配偶者等に限られるもの）のうち、その入居定員が２９人以下であるもの（以下この項において「地域密着型特定施設」という。）に入居している要介護者について、当該地域密着型特定施設が提供するサービスの内容、これを担当する者等を定めた計画に基づき行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話を行うサービス。 | 事業所がないため、実績なし。 |
| 地域密着型  介護老人福祉施設  入所者生活介護 | 老人福祉法に規定する特別養護老人ホーム（入所定員が２９人以下であるものに限る。以下この項において同じ。）であって、当該特別養護老人ホームに入所する要介護者に対し、当該施設が提供するサービスの内容、これを担当する者等を定めた計画に基づいて、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことを目的とするサービス。 | （１）**全事業所稼働率１００％**であり、良好な経営状況となっています。  （２）特養については、都道府県知事の指定する広域型にて供給量を整備することとしています。  （３）Ｈ３０．４．１に特養１００床整備し、更に今後２００床整備する予定です。 |